

社会保険等への加入の要件化について（建設工事）

町では、建設業への担い手確保を図るとともに、法定福利費を適切に負担する建設業者による公平で健全な競争環境を構築する観点から、建設工事における社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の未加入対策として、社会保険等への加入を資格要件とし、社会保険等未加入業者（適用除外を除く。）の申請書は受理しないこととしています。

社会保険等の加入状況は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書にて確認いたします。「その他の審査項目（社会性）」欄の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」の全てに「有」又は「除外」と記載されていれば、社会保険等加入業者と判断し受理いたします。（下図参照）

「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」のいずれかに「無」の記載がある場合は受理することができません。ただし、加入義務がないことを確認できる書類を提出した場合、又は経営事項審査の審査基準日以後に社会保険等へ加入し、社会保険等への加入を確認できる書類を提出した場合は、受理いたします。

個人事業主等で社会保険等の適用を受けない加入義務のない場合は申立書を提出してください。

（図）

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

その他の審査項目（社会性等）	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険加入の有無		
厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		

【お問い合わせ先】

担当 総務課管財班

電話 0179-20-1111（内線 2221）